

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズが適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

期間：令和7年4月～令和8年3月

[illegible]